



# 初代専任の男女共同参画担当大臣 として



2006年12月18日

日本学会議

地域振興・東北地区フォーラム

衆議院議員

猪口邦子

# 政府の取組

国会で全会一致で可決・制定された「男女共同参画基本法」(1999年)に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進している。

1986年 4月 男女雇用機会均等法 施行  
1997年12月 行政改革会議 最終報告  
1999年 4月 男女雇用機会均等法 改正  
1999年 6月 男女共同参画基本法 施行

2000年 6月 男女共同参画会議 設置  
2000年12月 男女共同参画基本計画閣議決定  
2005年12月 男女共同参画基本計画(第2次)  
閣議決定  
2006年 6月 男女雇用機会均等法 改正



男女共同参画会議



大臣による男女共同参画研修会

# 男女共同参画社会基本法 (1999年6月23日公布・施行)

男女共同参画社会基本法は、全28条からなる。

第1章：総則（第1条～第12条） 第2章：男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条） 第3章：男女共同参画会議（第21条～第28条）

## 【5つの基本理念】

### 男女の人権の尊重（第3条）

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

### 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

### 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

### 家庭生活における活動と他の活動との両立（第6条）

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

### 国際的協調（第7条）

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

## 【国、地方公共団体及び国民の責務】

- ・ 国は、施策を総合的に策定し、実施（第8条）
- ・ 地方公共団体は、地域の特性をいかした施策を展開（第9条）
- ・ 国民は男女共同参画社会づくりに協力（第10条）

# GEM (ジェンダー・エンパワメント指数)の国際比較

日本は80か国中43位ときわめて低位であり、先進国中最下位。多くの途上国よりも低くなっている。

GEM (Gender Empowerment Measure)

## ジェンダー・エンパワメント指数

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.928
2	デンマーク	0.880
3	スウェーデン	0.857
4	アイスランド	0.834
5	フィンランド	0.833
6	ベルギー	0.828
7	オーストラリア	0.826
8	オランダ	0.814
9	ドイツ	0.813
10	カナダ	0.807
11	スイス	0.705
12	米国	0.793
13	オーストリア	0.779
14	ニュージーランド	0.769
15	スペイン	0.745
16	アイルランド	0.724
17	バハマ	0.719
18	英国	0.716
19	コスタリカ	0.668
20	アルゼンチン	0.665
21	ポルトガル	0.656
22	シンガポール	0.654
23	トリニダード・トバゴ	0.650
24	イスラエル	0.622
25	バルバドス	0.615
26	リトアニア	0.614
27	ポーランド	0.612
28	ラトビア	0.606
29	ブルガリア	0.604
30	スロベニア	0.603
31	ナミビア	0.603
32	クロアチア	0.599
33	スロバキア	0.597
34	チェコ共和国	0.595
35	エストニア	0.595
36	ギリシャ	0.594
37	イタリア	0.589
38	メキシコ	0.583
39	キプロス	0.571
40	パナマ	0.563
41	マケドニア	0.555
42	タンザニア	0.538
43	日本	0.534
44	ハンガリー	0.528
45	ドミニカ共和国	0.527

# 各分野における女性の参画状況

各分野において、女性の参画は着実に拡大しているものの、依然として、女性割合は低く、一層の取組を進める必要がある。

**衆議院議員** ・ ・ 45人 / 480人、9.4% (2006年4月)

・ 1.9% (1952年10月) 43人、9.0% (2005年9月)  
・ 188か国中、128位 (列国議会同盟HPより試算、2006年)

**参議院議員** ・ ・ 34人 / 242人、14.0% (2005年10月)

・ 6.0% (1953年4月) 13.6% (2004年7月)

**国の審議会等における委員** 30.9% (2005年)

・ 2.6% (1975年)  
・ 2006年4月、男女共同参画推進本部において、新たな目標を決定。  
委員：2020年までに男女いずれか一方が40%未満とならない。  
2010年度末までに、女性委員が33.3%。  
・ 都道府県：29.8%、市(区)町村：24.8% (2005年)

**地方議会議員** ・ ・ ・ ・ 8.8% (2005年)

**管理的職業従事者** ・ ・ 10.1% (2005年)

・ 1.2% (1975年)  
・ 都道府県議会：7.2%、市区議会：11.0%、町村議会：6.4% (2005年)

**国家公務員管理職** ・ ・ 1.7% (2005年)

・ 米国：42.1%、ドイツ：35.2%、スウェーデン：31.8% (2004年)

**司法分野** ・ ・ 裁判官：13.7%、弁護士：12.5%、  
検察官：9.5% (2005年)

・ 142人 / 8,456人  
・ 米国：23.1% (2001年)、フランス：19.3% (2001年)、  
ドイツ：9.5% (1998年)

**研究者** ・ ・ ・ ・ ・ 11.9% (2005年)

・ 裁判官：2.1%、弁護士：3.3%、検察官：1.0% (1977年)

**医師国家試験合格者** ・ ・ 33.7% (2005年)

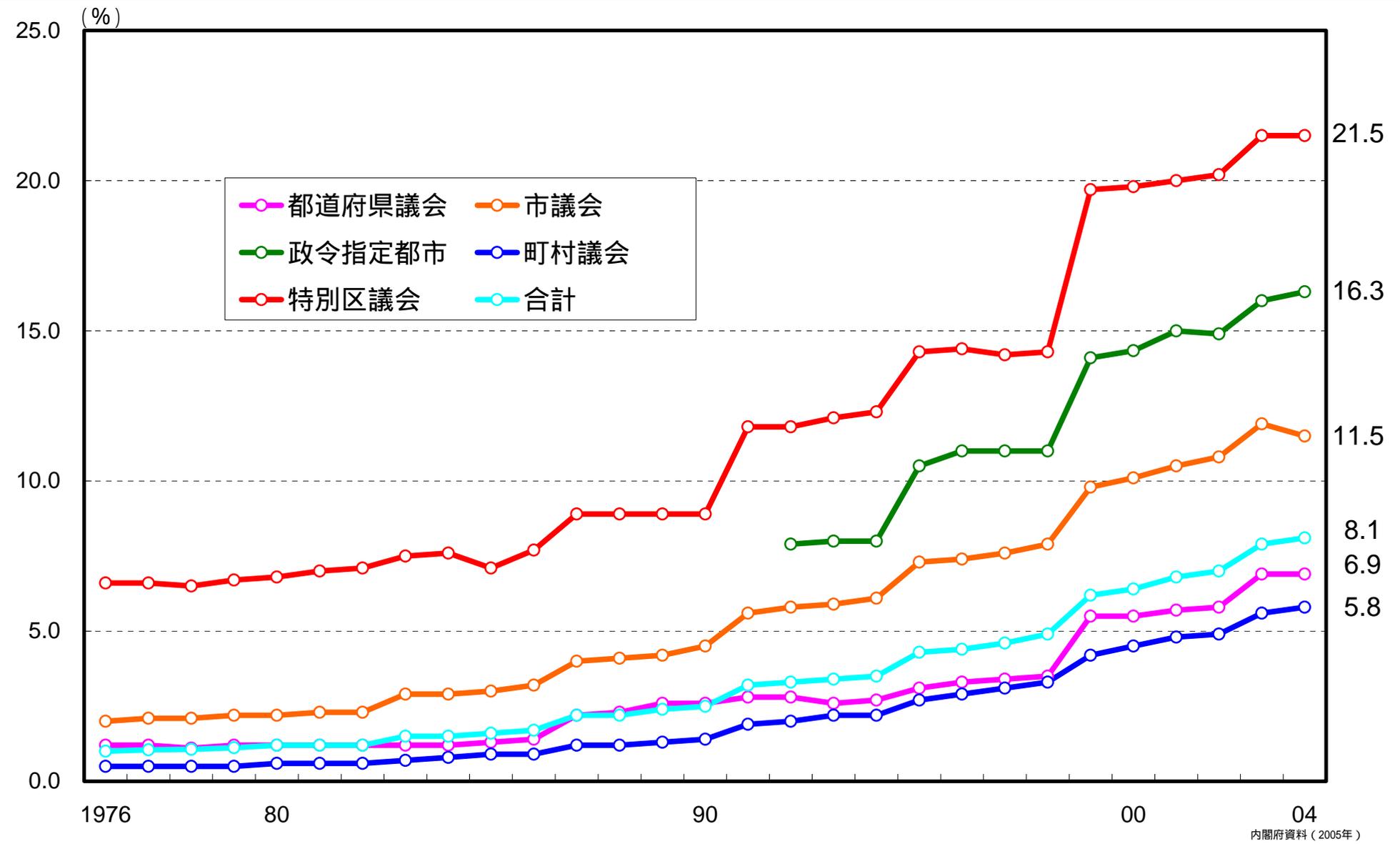
・ 7.9% (1992年)  
・ フランス：27.5%、イギリス：26.0%、ドイツ：15.5% (2000年)

・ 19.2% (1991年)

**第1子の出産時に離職する女性の割合** ・ ・ 67.4% (2001年)

# 地方議会における女性議員割合の推移

女性議員の割合が最も高い特別区議会で21.5%、政令指定都市の市議会は16.3%、市議会全体は11.5%、都道府県議会は6.9%、町村議会は5.8%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。

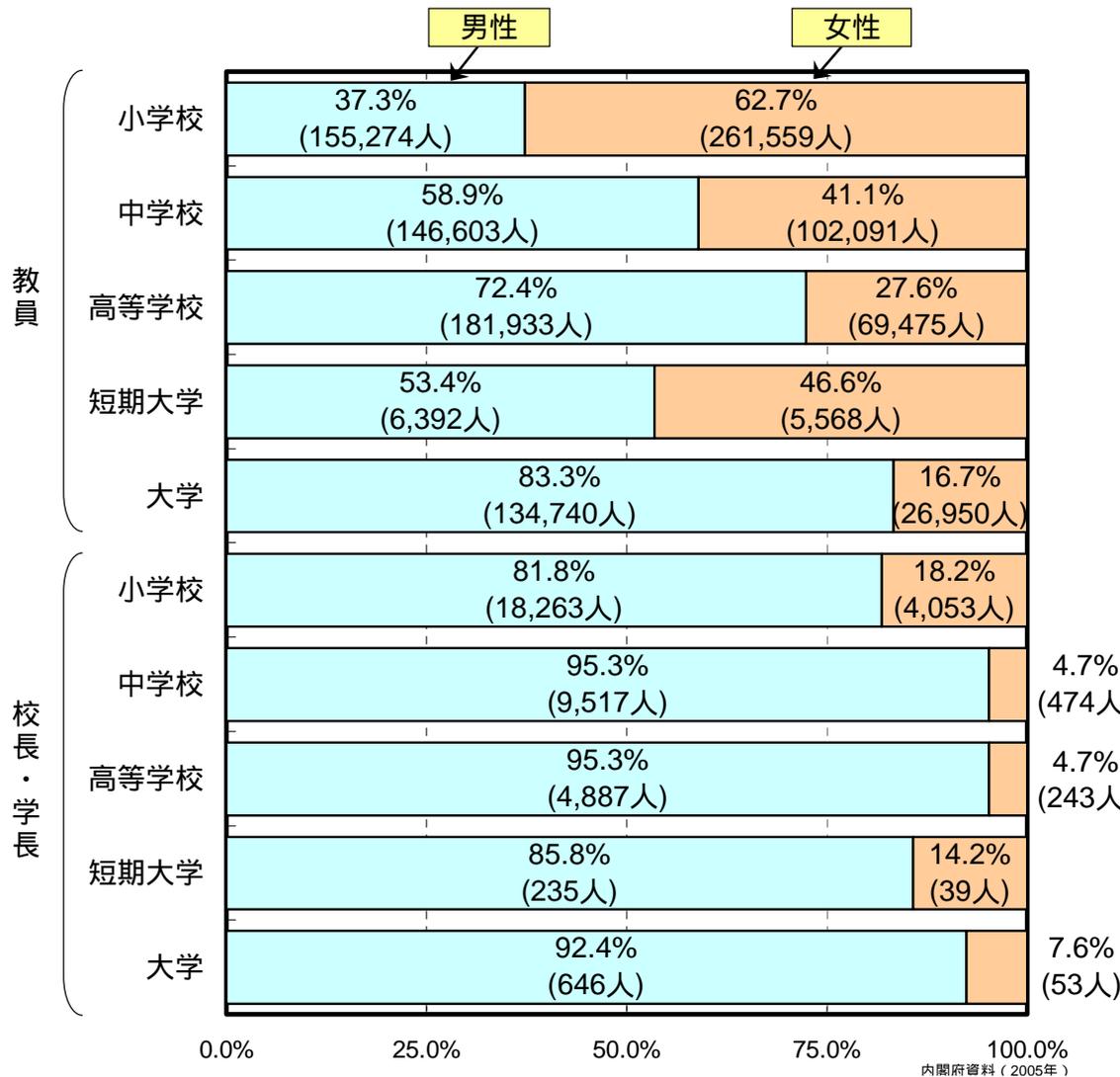


# 大学等における女性の割合

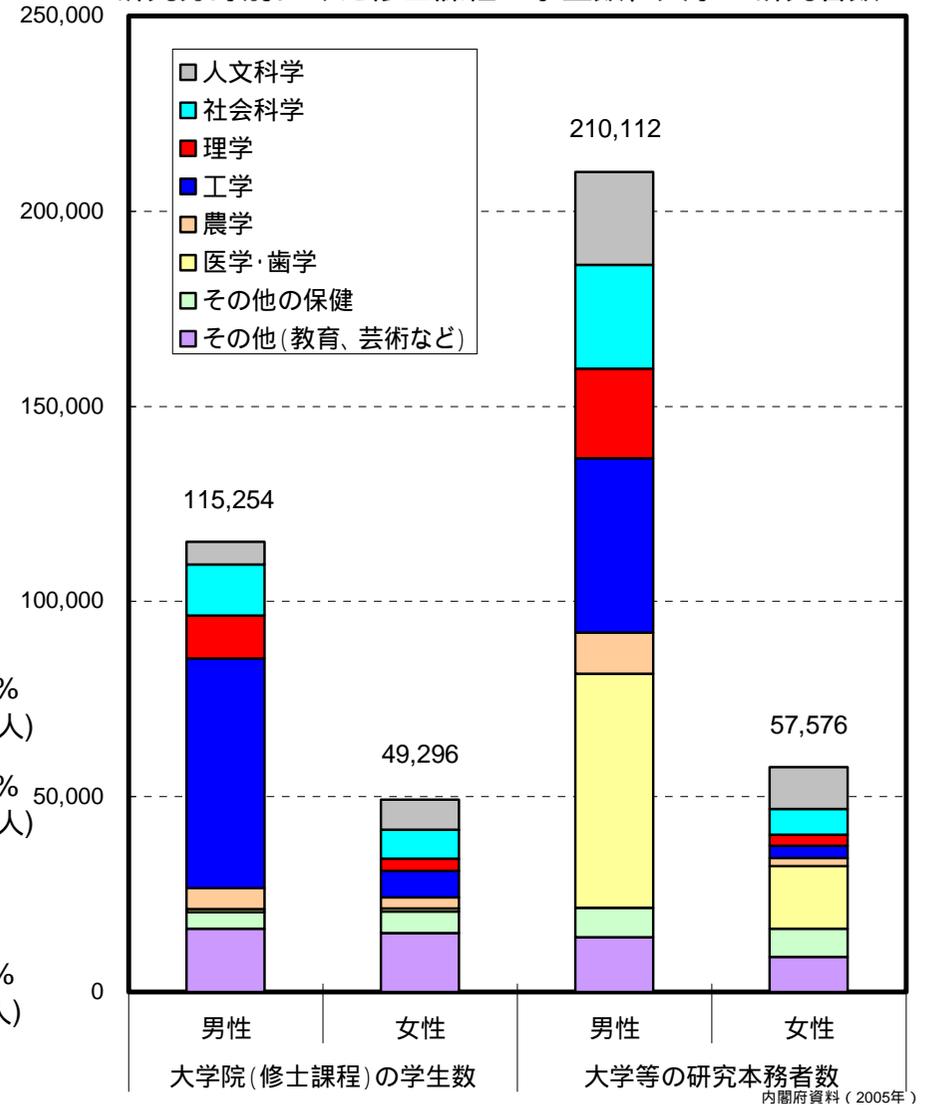
教員及び校長・学長について男女比率をみると、短期大学を除いて、段階が上がるにつれて女性の割合は低くなっている。

また、大学院の学生数や大学等において研究に従事する女性の専門分野をみると、理学・工学・農学分野に携わる人が少ない。

教員、校長・学長の男女比率

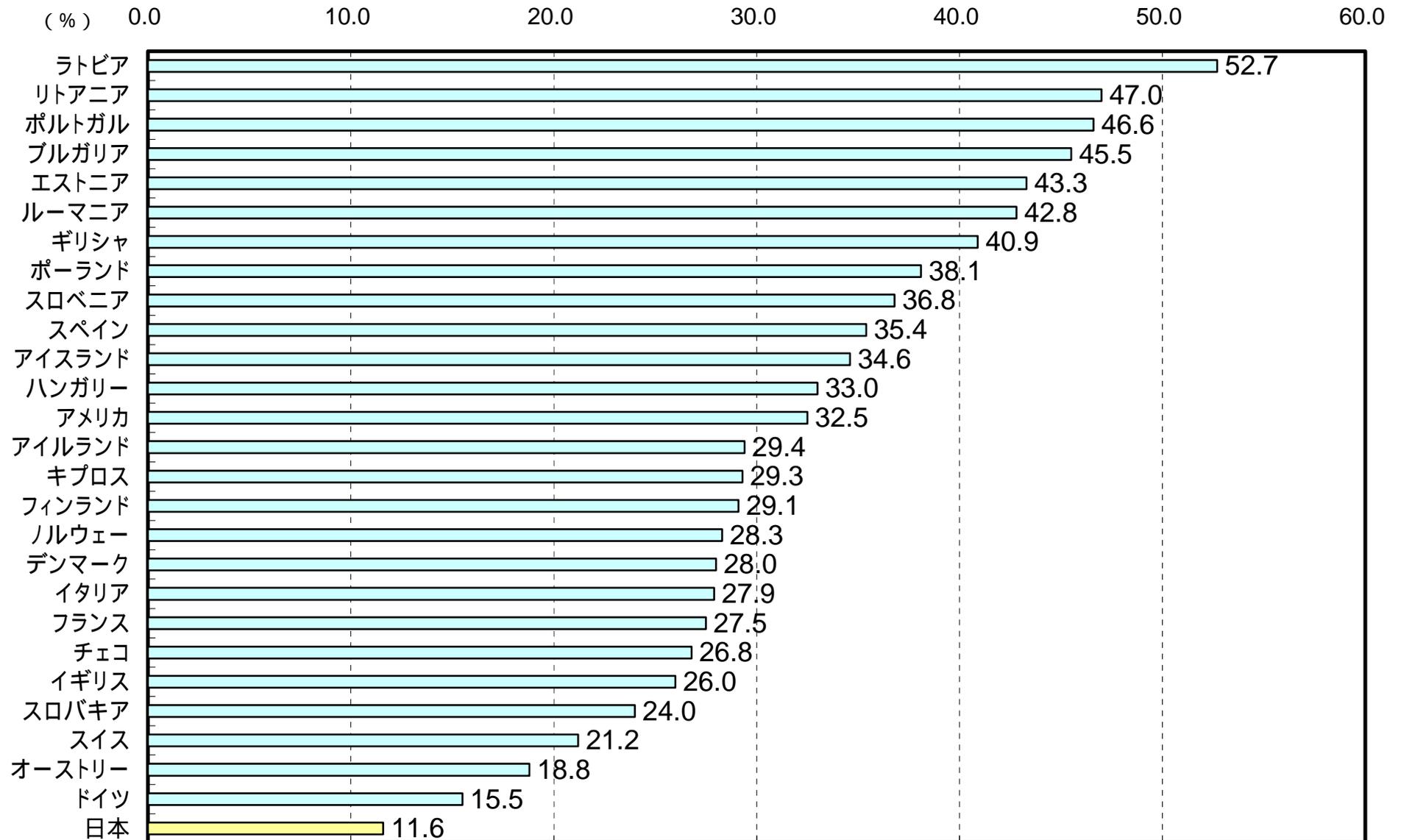


研究分野別にみた修士課程の学生数、大学の研究者数



# 研究者に占める女性の割合の国際比較

我が国の女性研究者の割合は、アメリカの32.5%、フランスの27.5%、イギリスの26.0%、ドイツの15.5%等と比較して少ない。



# 第2次男女共同参画基本計画(2005年12月27日)

## 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が**少なくとも30%**になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で**積極的改善措置**に自主的に取り組むことを奨励。

## 女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った**女性の再チャレンジ**(再就職、起業等)支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

## 男女雇用機会均等の推進

- ・**男女雇用機会均等法を改正**  
(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

## 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・**男性も含めた働き方の見直し**を大幅かつ具体的に推進。
- ・**短時間正社員**など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための**短時間勤務制度**を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ・保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した**子育て支援策**の充実。

## 新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野(**科学技術**、**防災**(災害復興を含む)、**地域おこし・まちづくり**、**観光**、**環境**)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

## 男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の**性差医療**についての知識の普及を図る。

## 男性にとっての男女共同参画社会

- ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

## 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・**被害者の保護**や**自立支援**等の施策の推進。
- ・**女性に対する暴力の予防**のための対策の推進。

**あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。**

# 東アジア男女共同参画担当大臣会合 (2006年6月30日、7月1日)

## 会議の概要

場 所：日本（東京）

参加国：東アジア 16 カ国・2 機関

議 長：猪口邦子 内閣府特命担当大臣  
(少子化・男女共同参画)

## 会議の特徴

- (1)初の東アジア男女共同参画担当大臣会合。
- (2)呼びかけた全 16 カ国・2 国際機関のうち 14 の国・機関から大臣クラスが参加。
- (3)成果文書として、「東京閣僚共同コミュニケ」を全会一致で採択。
- (4)国連等主要国際機関にコミュニケを伝達する責務を議長国に託す。



中国，韓国，ASEAN 10 カ国（インドネシア，マレーシア，フィリピン，シンガポール，タイ，ブルネイ，ベトナム，ラオス，ミャンマー，カンボジア），オーストラリア，ニュージーランド，インド，日本，UNESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会），UNDP（国連開発計画）

## 東京閣僚共同コミュニケのポイント

- 東アジアのジェンダー平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩。
- ベストプラクティスの共有、ワーク・ライフ・バランスの重要性等に合意。
- 女性とジェンダーのための国内本部機構の強化、女性のあらゆるレベルでの意思決定過程への参画とリーダーシップの推進、ジェンダー統計、ジェンダー分析、ジェンダーに敏感な予算(gender-sensitive budgeting)に関する機能強化等の必要性に合意。
- 人身取引、女性に対する暴力、HIV/AIDS、自然災害等の域内の新たな課題へ協力して取り組む。
- ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた東アジア域内の連携が良い模範となり、国際社会に発信されるよう努力。
- 今回の会合の成功に促され、本閣僚会合の年次開催するプロセスの立ち上げを決定。
- 第2回会合をインド(2007年)、第3回会合を韓国(2008年)で開催することを決定。

## 東アジア男女共同参画担当大臣会合 (2006年6月30日、7月1日)

猪口邦子内閣府特命担当大臣は、議長を務め、成果文書として採択された「東京閣僚共同コミュニケ」を国連等主要国際機関にコミュニケを伝達する責務を託された。

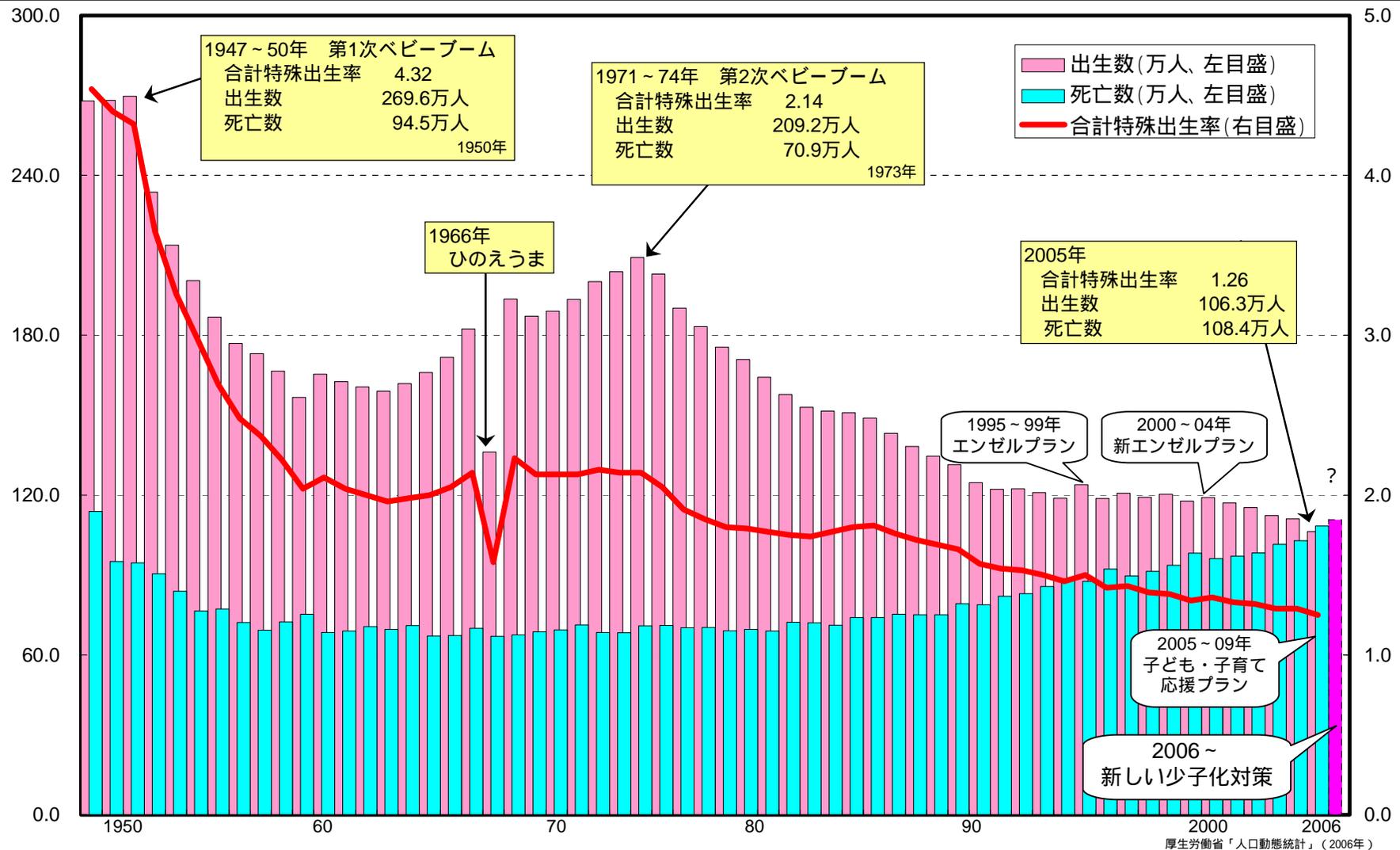


# 出生数、死亡数及び合計特殊出生率の推移

第2次ベビーブーム以降、30年間にわたって出生率、出生数ともに低下しており、2005年の合計特殊出生率は1.26、出生数は106.3万人と過去最低となった。

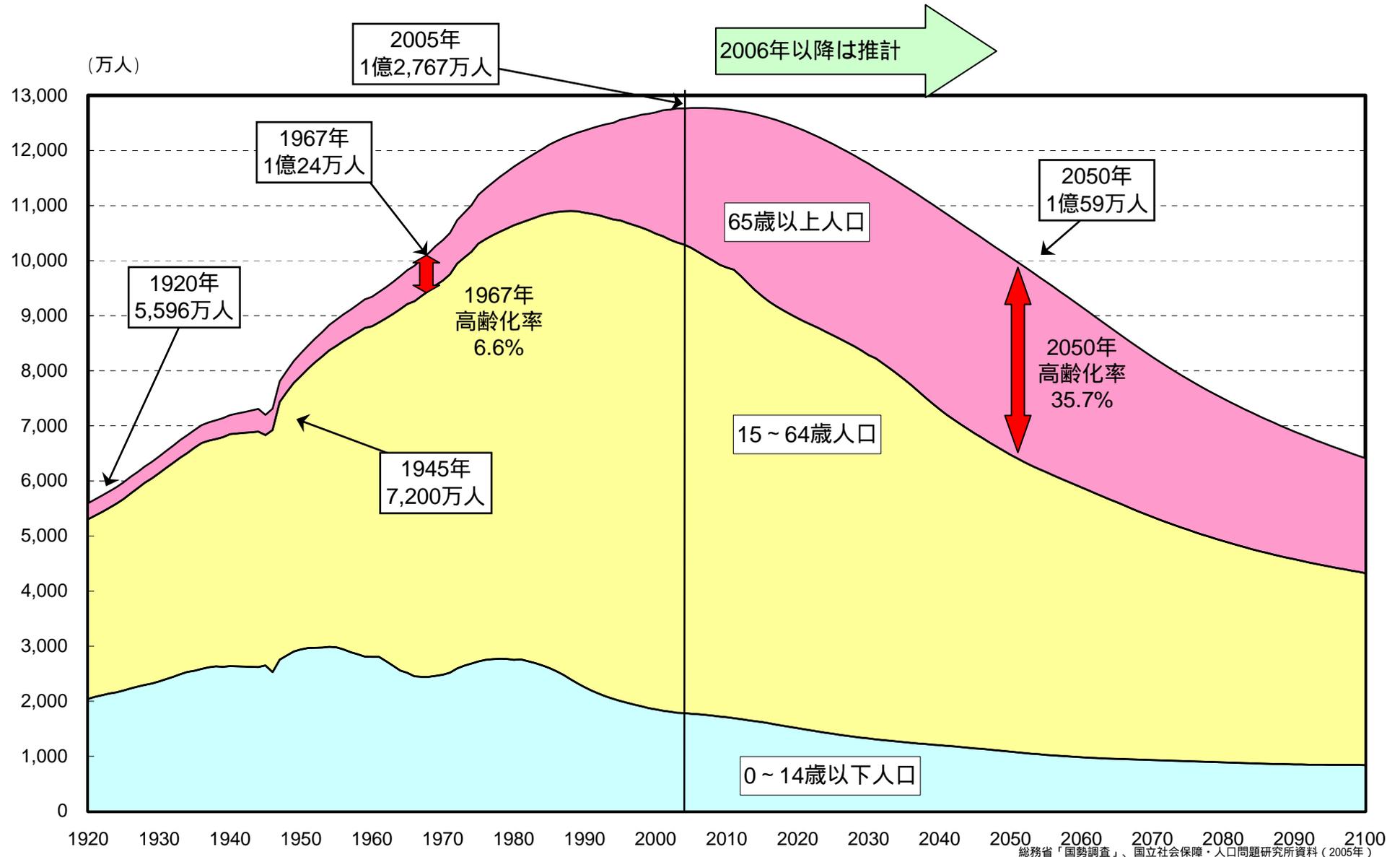
また、死亡数は108.4万人と出生数を上回り、我が国の人口は戦後初めての減少を記録した。

他方で、2005年10月に初の専任の少子化大臣（猪口邦子衆議院議員）が就任して以来、婚姻数が急速に伸び、2006年5月以降は出生数が大幅に一貫して前年より増加傾向にある。



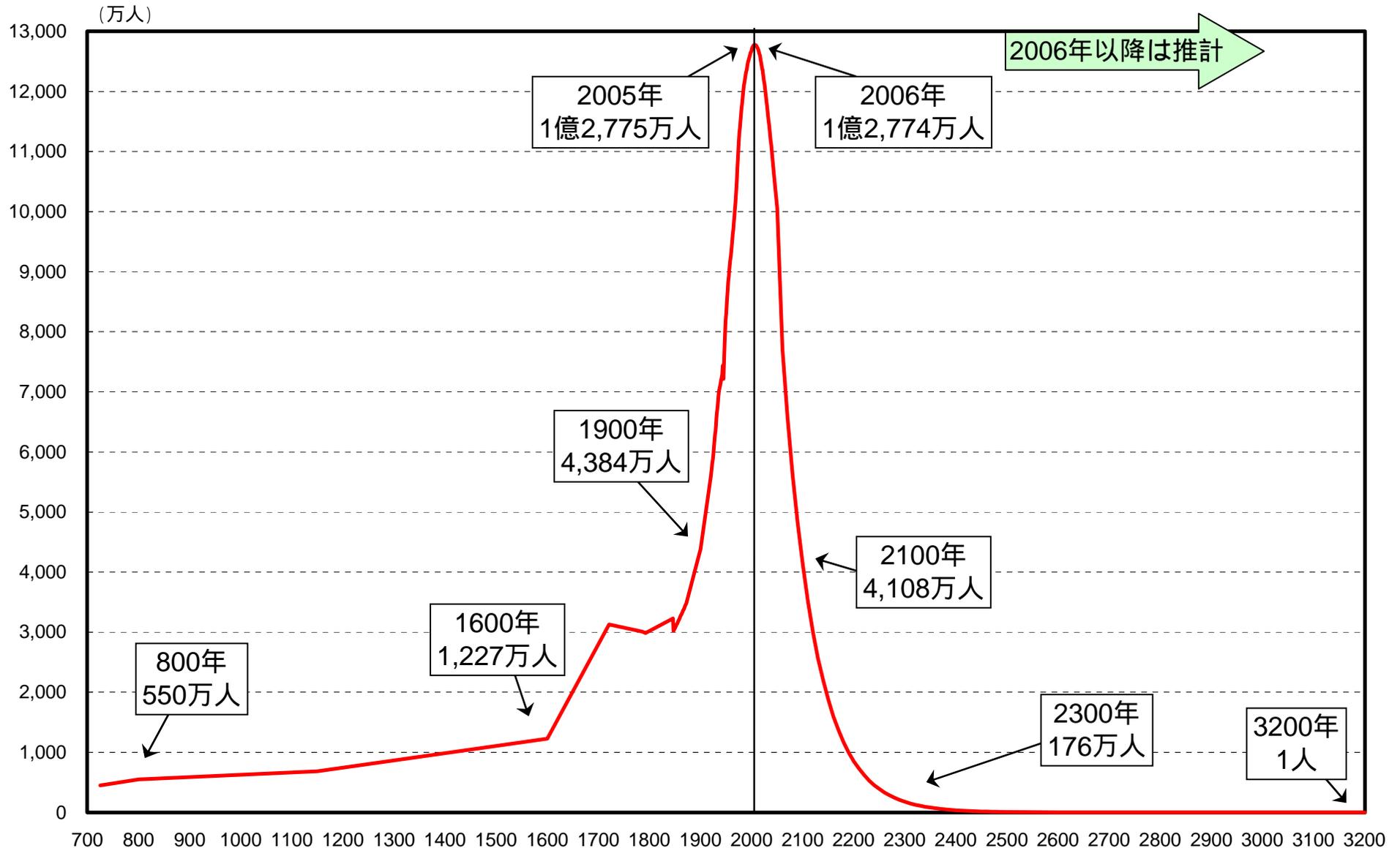
# 超少子高齢社会の到来

現状のまま少子化が進行すると、2050年には我が国の総人口は1億人となる。また、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は35.7%に達し、超少子高齢社会が到来することになる。



# 人口減少社会の到来

現在の出生率・死亡率を前提に機械的に試算すると、2100年に我が国の人口は4,100万人に減少。3200年には日本人が1人となってしまふ。



# 新しい少子化対策について (2006年6月20日)

## (1) 子育て支援策

### 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

出産育児一時金の支払い手続の改善  
妊娠中の健診費用軽減  
不妊治療の公的助成の拡大  
妊娠初期の休暇などの徹底・充実  
産科医等の確保等産科医療システムの充実  
児童手当制度における乳幼児加算の創設  
子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

### 未就学期(小学校入学前まで)

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充  
待機児童ゼロ作戦の更なる推進  
病児・病後時保育、障害児保育等の拡充  
小児医療システムの充実  
行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討  
育児休業や短時間勤務の充実・普及  
事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進  
子どもの事故防止策の推進  
就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

### 小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進  
スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

### 中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等  
学生ベビーシッター等の推奨

## (2) 働き方の改革

若者の就労支援  
パートタイム労働者の均衡処遇の推進  
女性の継続就労・再就職支援  
企業の子育て支援の取組の推進  
長時間労働の是正等の働き方の見直し  
働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

## (3) その他の重要な施策

子育てを支援する税制等を検討  
里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発  
地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進  
児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化  
母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進  
食育の推進  
家族用住宅、三世帯同居・近居の支援  
結婚相談等に関する認証制度の創設

## 国民運動の推進

### (1) 家族・地域の絆を再生する国民運動

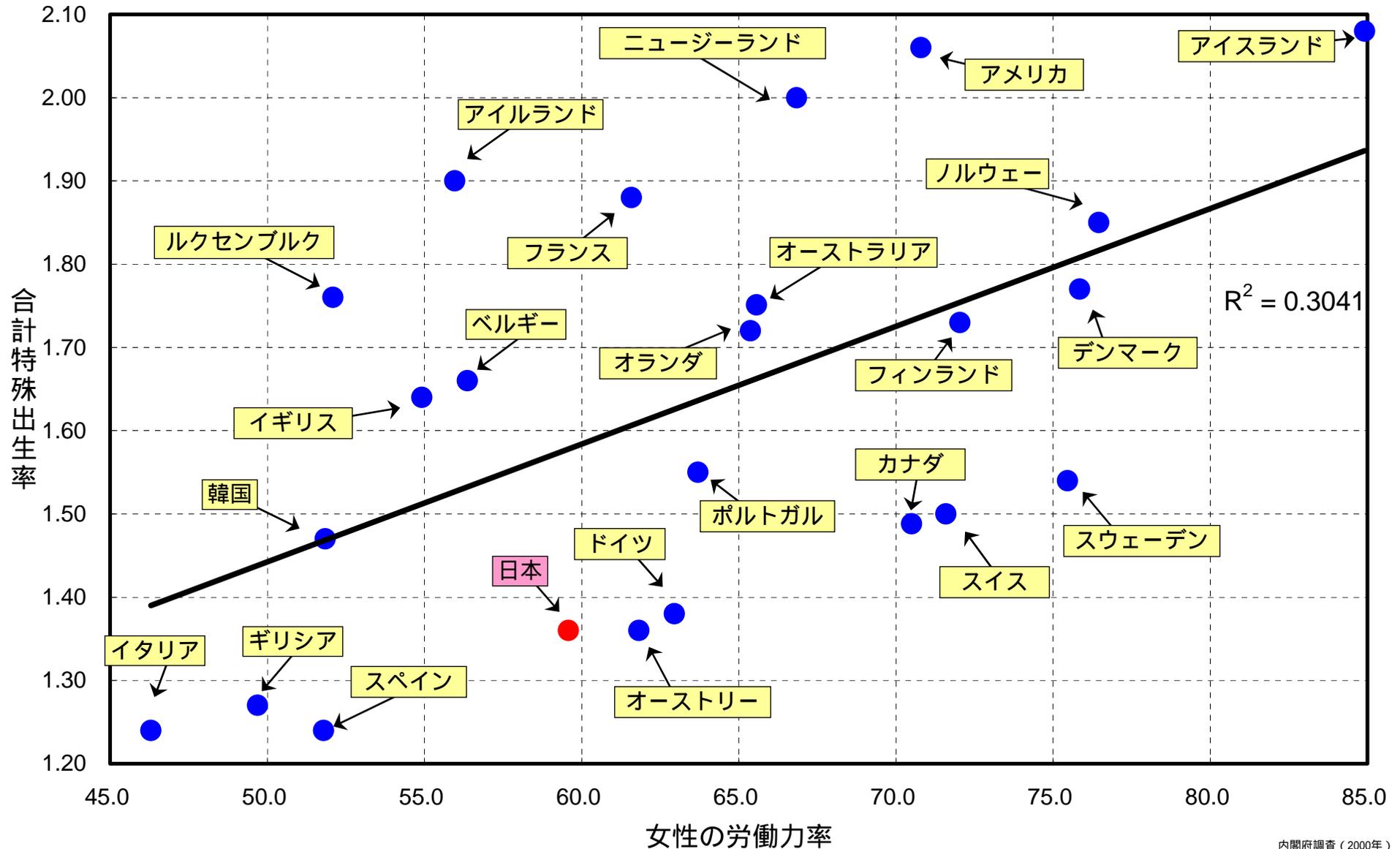
「家族の日」や「家族の週間」の制定  
家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催  
働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

### (2) 社会全体で子どもや生命を大切にする運動

マタニティマークの広報・普及  
有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供  
生命や家族の大切さについての理解の促進

# 出生率と女性の労働力率との関係

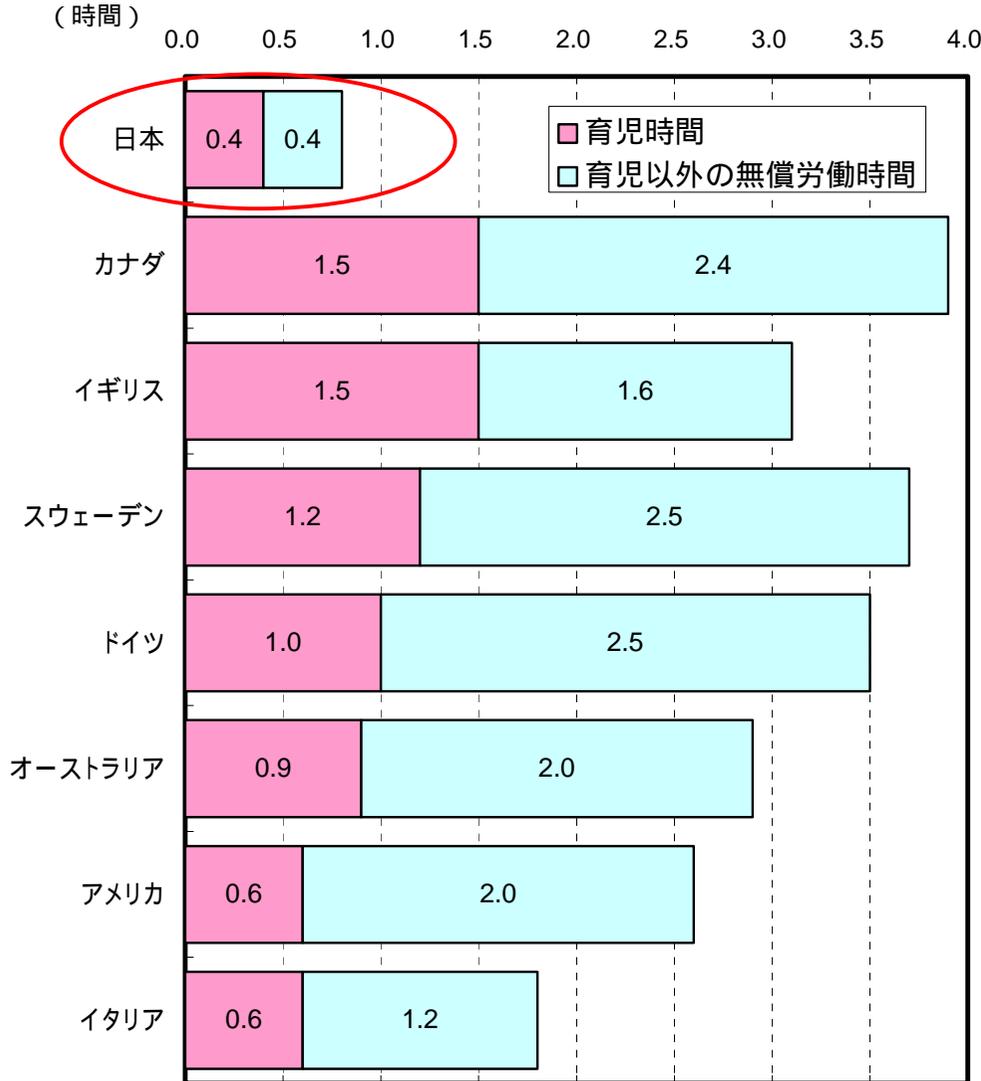
OECD加盟24か国における女性労働力率と合計特殊出生率をみると、2000年時点では、女性労働力率が高い国ほど、出生率も高い傾向にある。



# 男性の家事・育児時間

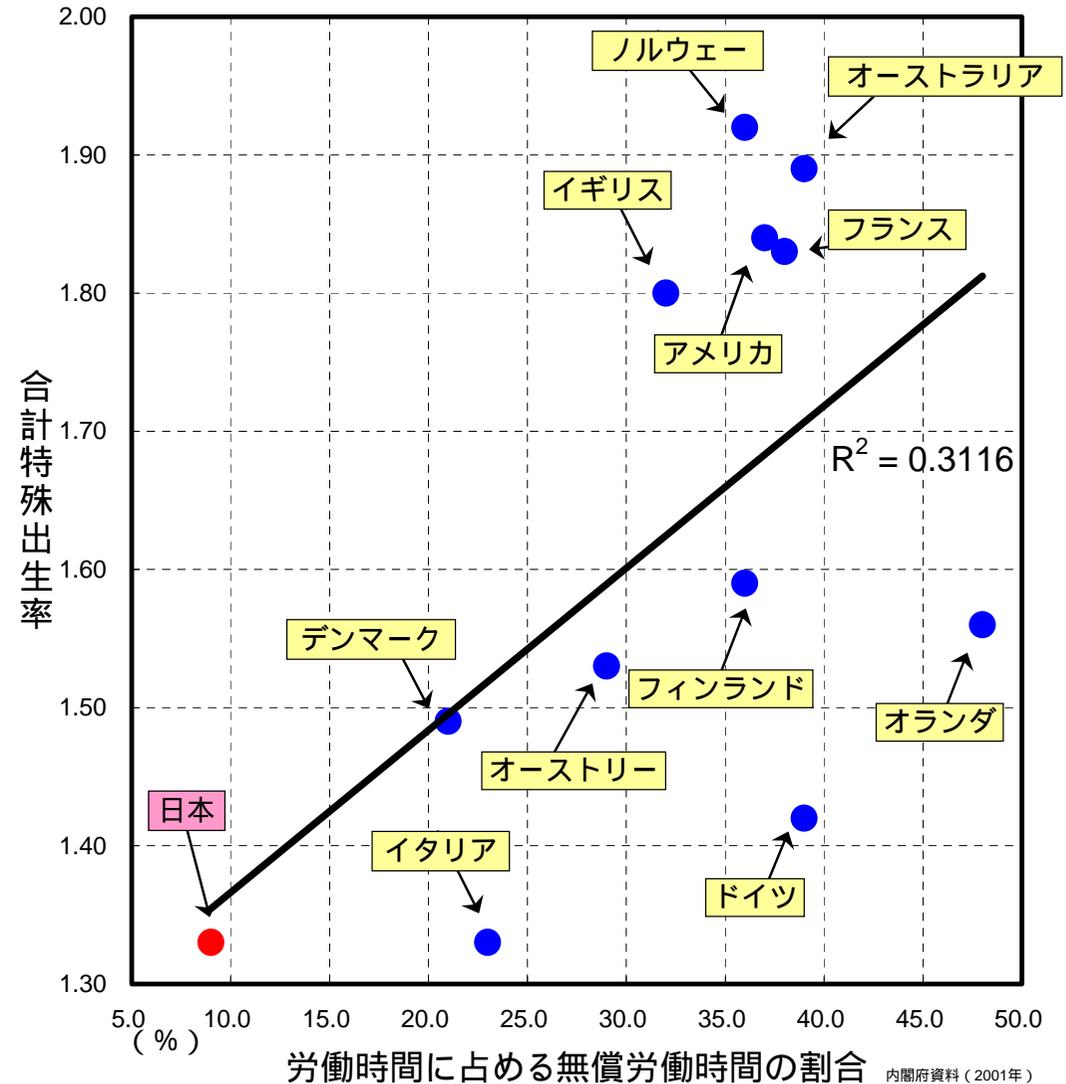
我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にも最も低い水準となっている。また、男性の家事・育児時間が少ないと出生率も低い傾向にある。

5歳未満児のいる家庭の夫の育児、家事時間



OECD「Employment Outlook」、総務省「社会生活基本調査」(2001年)

男性の家事、育児時間と出生率

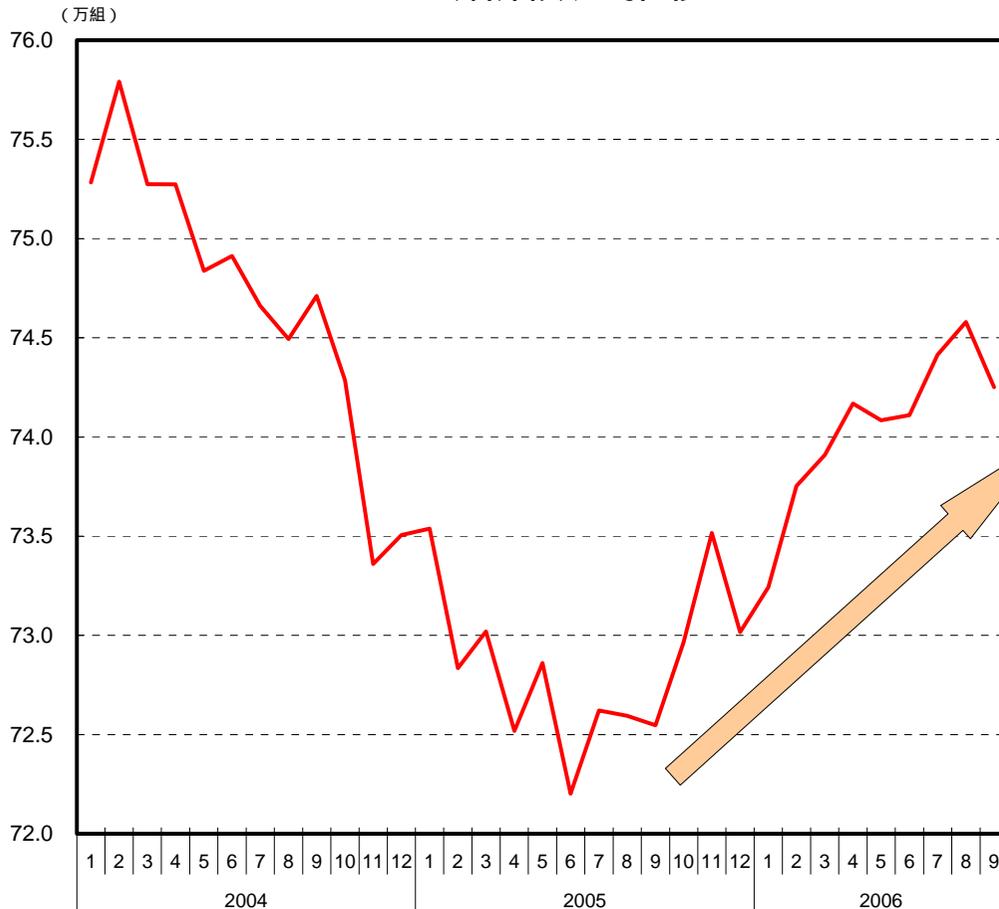


内閣府資料(2001年)

# 出生数・婚姻数の速報値

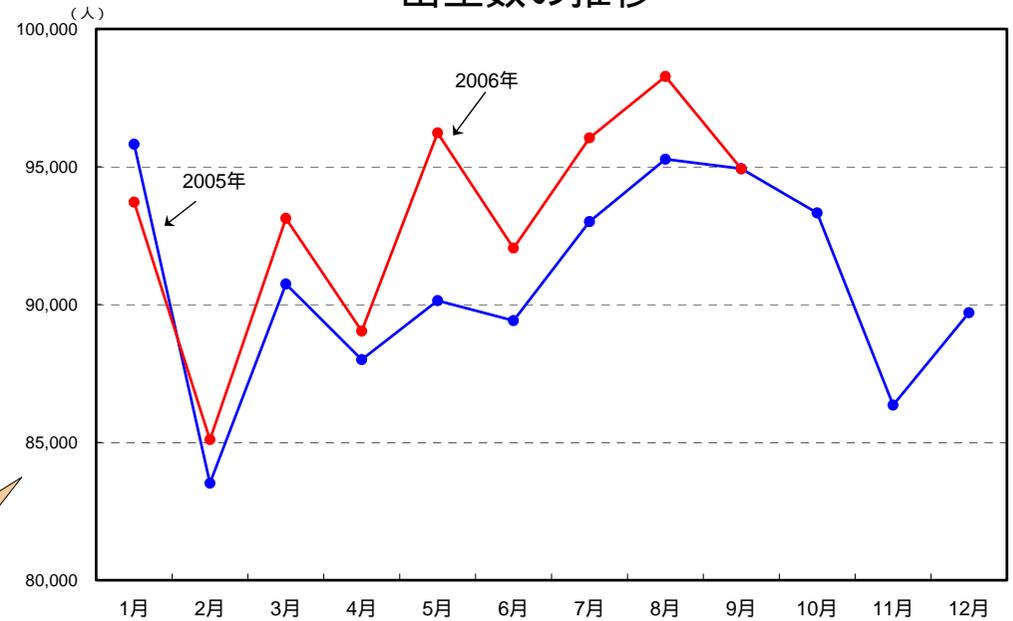
2005年10月に初の専任の少子化大臣（猪口邦子衆議院議員）が就任して以来、婚姻数が急速に伸び、2006年5月以降は出生数が大幅に一貫して前年より増加傾向にある。  
 本年9月までの出生数の累計は、前年と比較して17,647人増となっている。  
 また、婚姻数の累計は前年比12,350組増となっている。

## 婚姻数の推移



各月の変動が大きいため、当月を含む過去1年間の累計で示している。

## 出生数の推移



## 各月の出生数の比較

単位: 万人

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	累計
2006年	9.4	8.5	9.3	8.9	9.6	9.2	9.6	9.8	9.5	83.9
2005年	9.6	8.4	9.1	8.8	9.0	8.9	9.3	9.5	9.5	82.1
差	-0.2	0.1	0.2	0.1	0.6	0.3	0.3	0.3	-0.0	1.8



ご静聴ありがとうございました。

ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

猪口邦子事務所

( 電話 ) 03 - 3508 - 7271 ( FAX ) 03 - 3508 - 3130

( E - mail ) network@kunikoinoguchi.jp

URL <http://www.kunikoinoguchi.jp/>